

平成 25 年 3 月 5 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社

(J A S D A Q : 3 0 4 3)

代 表 者 代 表 取 締 役 木 原 礼 子

問 合 せ 先 取 締 役 管 理 担 当 ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー

藤 井 隆 徳

(T E L : 0 3 - 3 4 5 4 - 2 0 6 1)

当社株式の特設注意市場銘柄指定からの解除及び監視区分の指定理由の一部除外に関するお知らせ

当社は、本日、株式会社大阪証券取引所（以下、「大証」という。）より、平成 25 年 3 月 6 日付で特設注意市場銘柄指定からの解除及び監視区分の指定理由の一部除外に関する連絡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、過年度の決算において有形固定資産の会計処理に誤りがあったことが判明したことにより、平成 22 年 1 月 14 日に、平成 20 年 5 月期第 3 四半期から平成 22 年 5 月期第 1 四半期までの決算短信等の訂正を行うとともに、訂正有価証券報告書等を提出したことから、大証において、当社の内部管理体制について改善の必要性が高いと認められたため、平成 22 年 10 月 9 日付で、当社株式は特設注意市場銘柄に指定されておりました。

当社は、当該指定から 1 年を経過したことから、平成 23 年 10 月に内部管理体制確認書を大証に提出し、大証がその内容等を確認したところ、当社の内部管理体制等について、更に改善を要する余地があると判断され、平成 24 年 3 月 13 日付で特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受けました。

その後、当社は内部管理体制等を更に強化し、内部統制の運用についても実効性を徹底することとして、特設注意市場銘柄の解除に向けて全社一丸となって取組み、平成 24 年 10 月に再度大証へ内部管理体制確認書を提出いたしました。

その結果、本日大証より、審査の結果、内部管理体制等に問題があると認められないと判断したことにより、平成 25 年 3 月 6 日付で特設注意市場銘柄指定からの解除及び監視区分の指定理由を一部除外する旨の連絡を受けました。

当社株式の特設注意市場銘柄指定により、株主の皆様、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の皆様に対して、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後も、継続して内部管理体制の整備・強化に取り組むとともに、全役職員が一丸となり、健全な事業活動の推進を通じて、継続的な企業価値の向上及び信頼の回復に向けて全力を尽くし、関係者の皆様のご期待に沿えますよう、より一層強固な経営体制の構築に努める所存でございます。

関係者の皆様におかれましては、引き続き当社事業へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上